

議第546号

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
京都市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。
第1条第3号中「市長」を「個人情報保護条例第2条第2号に規定する実
施機関」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人情報の保護に関する制度の運営に関する重要事項等について、実施機
関が京都市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとす
る必要があるので提案する。